

高機能消防指令情報システム更新整備業務
提案依頼書（RFP）

令和6年4月19日

高機能消防指令情報システム更新整備業務
事業者選定委員会

目 次

1	はじめに	2
2	構築事業者の選定	2
	(1) 概要	2
	(2) 事務局の設置	2
	(3) 事業者の決定方法	2
	(4) 応募事業者の条件	2
	(5) 事業者の選定方法等	4
	(6) 選定のスケジュール	5
3	提案書の作成要領	8
	(1) 提案書に記述すべき事項	8
	(2) 提案書の記述要領	8
4	見積書等の作成要領	10
	(1) 見積書	10
	(2) 見積書内訳	10
5	提案評価基準	11
	(1) 提案内容の評価基準	11
	(2) 提案価格の評価基準	13
6	注意事項	15
7	その他	16

1 はじめに

高機能消防指令情報システムは、住民からの火災、救急、救助等の 119番通報の受付、それらの発生地点を確定し消防隊や救急隊の出動指令をより迅速確実に行い、出動隊の管理、災害の情報収集や共有等、消防の活動に不可欠な業務を迅速・的確に実施するとともに、住民等からの 119番通報を受け付けるため24時間 365日安定した稼動が求められるシステムである。

当市では、平成28年度に整備した高機能消防指令情報システムが稼動しているが、運用開始から約8年経過し機器の老朽化及び交換部品の調達が困難な状況のため、重大な障害の発生及び障害復旧にかかる時間の増大が懸念される。

また、消防庁では消防の事務の一部について連携・協力を推進しており、その一つの通信指令業務について、検討の結果、長野市と須坂市は高機能消防指令情報システムの更新時期が近く、指令業務の共同運用は様々なメリットがあると判断し実施することとなった。

以上から老朽化した機器全体を更新し、指令業務の共同運用による長野市消防局と須坂市消防本部のスケールメリットを生かしたシステムを整備することにより、安全・安定した稼動を図り、迅速に 119番通報に対応し、災害の被害を最小限に抑えることを目指してしている。

「高機能消防指令情報システム更新整備業務提案依頼書」は、高機能消防指令情報システム更新整備業務（以下「本業務」という。）を実施するため、その構築事業者の選定に関する内容を記述したものである。

本業務の実施に当たっては、「高機能消防指令情報システム更新整備業務要件定義書」の内容を踏まえることとする。

2 構築事業者の選定

(1) 概要

本業務の提案書等の審査・評価及び優先交渉権者の選定は、高機能消防指令情報システム更新整備業務事業者選定委員会が実施する。

提出された提案書等に質問が生じた場合は、随時、各提案事業者に質問書を送付する。

事業者選定委員会は原則公開とする。ただし、公正な提案競技の実施に支障が生ずるおそれがある部分については、非公開とする。

(2) 事務局の設置

本業務の構築事業者の選定について、以下のとおり事業者選定委員会事務局を設置する。

なお、参加事業者から事務局への連絡は、電子メールを利用することとする。

【高機能消防指令情報システム更新整備業務事業者選定委員会事務局】

長野市消防局 通信指令課（長野市消防局 1 階）

住所：〒380-0901 長野県長野市大字鶴賀1730番地2

電話：026-226-0119

電子メール：tuushin@city.nagano.lg.jp

※件名は「【高機能消防指令情報システム更新整備業務】〇〇〇について」とすること。

担当：和田、峯村

(3) 事業者の決定方法

次のいずれにも該当しない提案であって、予定価格の制限の範囲内で、定量化審査における「合計評価点」が最も高い者を選定事業者とする。

ア 当該見積価格によっては、当該事業者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ 当該事業者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

(4) 応募事業者の条件

ア 以下に掲げる項目のすべてを満たす者であること。

(ア) 当市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録見込み（入札参加資格登録申請書提出済）の者であること。

(イ) 人口40万人以上の地方公共団体において、今回整備を予定する高機能消防指令情報システムと同等かそれ以上の機能、規模の共同消防指令センターを整備し、令和6年4月現在稼働中の実績を有する者

(ウ) 公募要領の公告の日において、I S M S 又はプライバシーマークの認証を取得している者であること。

- (イ) 公募要領の公告の日において、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項及び長野市契約規則第 4 条第 1 項の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (オ) 提案競技参加確認書の提出までの間に長野市の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (カ) 公募要領の公告の日において、会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (キ) 公募要領の公告の日において、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (ク) 令和 6 年 4 月 26 日（金）に開催する、本業務の事業者説明会に参加したものであること。
- イ 他者と共同で参加する場合、次に掲げる項目に留意すること。
- この場合において、参加グループの構成員の中から代表となる企業（以下「代表事業者」という。）を定めなければならない。代表事業者は本手続や市との連絡対応窓口となるものとする。なお、本業務に関する責任は代表事業者が負うこと。
- また、代表事業者は、提案競技参加確認書の提出時に、共同企業体参加申請書、共同企業体概要表及び共同企業体構成事業者概要を提出すること。
- (ア) すべての事業者が、当市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は登録見込み（入札参加資格登録申請書提出済）であること。
 - (イ) 代表事業者が、人口40万人以上の地方公共団体において、今回整備を予定する高機能消防指令情報システムと同等かそれ以上の機能、規模の共同消防指令センターを整備し、令和 6 年 4 月現在稼働中の実績を有する者
 - (ウ) 個人情報を取り扱う業務を担当する事業者が、公募要領の公告の日において、I SMS又はプライバシーマークの認証を取得していること。
 - (エ) すべての事業者が、公募要領の公告の日において、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項及び長野市契約規則第 4 条第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
 - (オ) 代表事業者が、提案競技参加確認書の提出までの間に長野市の指名停止措置を受けていないこと。
 - (カ) すべての事業者が、公募要領の公告の日において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (キ) 提案競技参加確認書の提出以降、参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、提案競技参加確認書の提出後に参加グループの代表事業者以外の構成員の一部について、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合においては提案書提出期日の 4 日前までに市と協議を行い、構成員を補充するなどし、改めて提案競技参加確認書を提出し、参加資格の確認を受けたときは、提案競技に参加することが可能である。
 - (ク) 公募要領の公告の日において、すべての事業者が、本事業に係る市のアド

バイザー業務に関与した上記の企業・事務所又はこれらと資本面・人事面で関係がないこと。

- (ケ) 参加グループの構成員は、他の参加グループの構成員になることはできない。
- (ク) 代表事業者が令和6年4月26日（金）に開催する、本業務の事業者説明会に参加したものであること。

ウ 欠格事項

以下に該当する事業者は欠格とする。

- (ア) 上記「2（4）ア」を満たしていない者
（共同参加の場合は、上記「2（4）イ」に記載の参加要件を含む。）
- (イ) 提案競技参加確認書を提出しない者
- (ウ) 提案書を提出しない者
- (エ) プレゼンテーションに不参加の者
（プレゼンテーションの開始時間から5分以上遅れた者を含む。）
- (オ) 参加資格を有するとの認定を受けた者であっても、優先交渉権者の決定までの間において参加資格条件を満たしていないとき又は参加者の制限に該当した場合は、提案競技に参加する資格を有しない。
- (カ) 上記のほか、本業務の事業者選定委員会が欠格と判断した者

(5) 事業者の選定方法等

本業務の事業者選定委員会による構築事業者の選定方法は、以下のとおりである。

ア 選定基準

- (ア) 別添「高機能消防指令情報システム更新整備要件定義書」の内容を満たしていること。
- (イ) 提案内容が提案内容証明書で証明されていること。
- (ウ) 高機能消防指令情報システムの稼働後、運用・保守を実施する体制を整え、運用・保守作業が可能であること

イ 選定方法

本事業は、選定事業者に効率的・効果的な業務の提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、提案競技（プロポーザル）（詳細は「5 提案評価基準」を参照）により、見積金額及び開発能力、運用・保守能力等その他の条件により、最も評価が高い者の選定（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に規定する随意契約とする。）を行う。なお、選定は一次審査と二次審査の二段階とする。

(ア) 一次審査

事業者から提出されたすべての提案書に対し、欠格事項の有無並びに必須要件及び見積価格の評価について形式的審査（金額が上限価格の範囲内か、

要件定義の内容が実現可能か)を事務局にて行う。

一次審査で選定された提案事業者を二次審査の対象事業者とする。

(イ) 二次審査

提案書の内容審査と併せて、提案事業者から提出された提案書及び提案書のプレゼンテーションの実施により二次審査を行い、二次審査で選定された提案事業者を優先交渉権者とする。

ウ 審査結果

審査結果は、一次審査及び二次審査ともに、事務局から各提案事業者に電子メールで通知する。

(6) 選定のスケジュール

ア 事業者説明会への参加申請

(ア) 申請期間：令和6年4月19日(金)のホームページ掲載後から令和6年4月25日(木)午後4時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。
提出時間は午前9時から午後4時まで)

(イ) 受付方法：ながの電子申請サービス

(ウ) 電子申請アドレス：https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42533

(エ) スマートフォン用2次元バーコード



イ 事業者説明会の開催

(ア) 実施日時：令和6年4月26日(金)

(イ) 実施場所：長野市消防局1階通信指令課

※事業者説明は参加事業者ごとに個別に実施する。実施時間については事前に連絡を行う。

ウ 要件定義書及び提案依頼書に関する質問

(ア) 受付期間：令和6年5月7日(火)から令和6年5月13日(月)午後4時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(イ) 受付先：事務局

(ウ) 受付方法：電子メール

(エ) 回答日時：令和6年5月17日(金)

(オ) 回答先：すべての事業者

(カ) 回答方法：電子メール

※指定期間以外の質問は受け付けない。

※提案依頼書に関する質問事項は【様式1】に記述し、また要件定義書に関する質問事項は【様式2】に記述すること。

※回答書はすべての事業者に同一のものを送付する（質問者名は掲載しない）。

エ 提案競技参加確認書、提案書の提出

(ア) 受付日時：令和6年5月29日（水）午後1時から午後4時まで

(イ) 提出先：事務局

(ウ) 提出方法：持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留など送達の記録が残る方法によるものとし、提出期限までに到達したものを有効とする。また、提出書類が揃っていないものは受け付けない。

(I) 提出物：以下のとおり

a 【様式3】提案競技参加確認書（社印及び代表者印のあるもの）1部

b 【様式4】事業者概要1部

c 【様式5】共同企業体参加申請書（全社の社印及び代表者印のあるもの）1部

d 【様式6】共同企業体概要表1部

e 【様式7】共同企業体構成事業者概要（代表事業者を除く全社分）1部

※社印及び代表者印は、当市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録又は登録見込みのものであること（以下についてもすべて同様）。

※【様式5】～【様式7】は、共同で参加する場合のみ提出すること。

f 【様式A】提案書表紙（社印及び代表者印のあるもの）を付した提案書1部

g 【様式B】類似業務実績書1部

h 【様式C】機能要件一覧1部

i 【様式D-1】経費内訳1部

j 【様式D-2】経費内訳明細表1部

k 【様式E-1】提案内容証明書表紙（社印及び代表者印のあるもの）1部

l 【様式E-2】提案内容証明書1部

m 見積書（社印及び代表者印を押印したもの）1部

n 上記f～mのコピー12部

o 上記f～mのPDFデータ（電子メールにて事務局へ送付）

p 【様式F】共同企業体協定書1部

※提出期限までに提出のない場合は、提案を辞退したものとみなす。

※上記f～mは順につづり1冊にまとめて簡易製本すること。なお、コピーについても同様とすること。

※【様式F】は、共同で参加する場合のみ提出すること。

オ 提案書等に関する質問

提出された提案書等に質問が生じた場合には、随時、当市から各提案事業者
に質問書を送付する。なお、質問のない事業者へは送付しない。

送付した質問書に対する回答は、速やかに提出すること。

- (ア) 質問期間：随時
- (イ) 質問先：該当する提案事業者
- (ウ) 質問方法：電子メール
- (エ) 回答期限：質問書送付時に当市が指定した日時
- (オ) 回答先：事務局
- (カ) 回答方法：電子メール

カ 一次審査結果の通知

提出された提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する事業者を選定する。

- (ア) 通知日時：令和6年6月7日（金）まで
- (イ) 通知先：提案書を提出したすべての事業者
- (ウ) 通知方法：電子メール

キ プレゼンテーションの実施

(ア) 実施趣旨：各事業者の提案書に記述された内容について、その特徴や方針をより具体的にわかりやすく説明してもらい、提案内容や他提案事業者との相違を判断する。

- (イ) 対象事業者：一次審査で選定されたすべての提案事業者
- (ウ) 実施日時：令和6年7月2日（火）午前10時から
- (エ) 実施場所：長野市消防局3階会議室
- (オ) 持ち時間：各事業者自己紹介を含め40分以内

（上記時間のほかに準備10分、質疑応答15分、撤去5分）

(カ) 参加人数：5名以内

(キ) 貸与機器：電子黒板、HDMIケーブル、延長コード

※説明は本業務の担当予定者が行うこと。なお、提案書の記述内容と異なる趣旨の説明や、提案書に記述のない新しい提案を行うことはできない。

※プレゼンテーション実施時間は、別途対象事業者へ連絡する。

ク 二次審査結果の通知

- (ア) 通知日時：令和6年7月3日（水）
- (イ) 通知先：一次審査で選定されたすべての事業者
- (ウ) 通知方法：電子メール

ケ その他

上記選定スケジュールに関しては、参加事業者数等により変更されることがある。その場合には、事前にすべての事業者に対し、電子メールにて個別に通知する。

3 提案書の作成要領

(1) 提案書に記述すべき事項

提案書に記述すべき事項は以下のとおりとする。

ア 基本情報〔必須記述〕

(ア) プロジェクト管理

(イ) 整備体制

(ウ) スケジュール

(I) 地方公共団体への導入実績 ※別紙【様式B】へ記述

イ 要件定義書内の要件に対する実現方法〔必須記述〕

(ア) 実現方法

a 要件定義・設計・開発 ※別紙【様式C】へ記述

b 移行

c テスト

d 操作研修

(イ) システム全体

a パッケージ構成

b ネットワーク構成

c セキュリティ対策

d 性能

e 信頼性

f 連携

(ウ) 機能別提案項目

a 迅速性・確実性・効率性

b データメンテナンス

c DXの推進

d 消防庁検討会機能

e 支援情報処理装置(消防OA)

ウ その他オプション提案

その他当市に有効と考えられる提案がある場合は、任意の項目名称で記述すること。

(2) 提案書の記述要領

提案書の記述要領は以下のとおりとする。

ア 記述要領

(ア) 提案書の総ページ数は50ページ以内で記述すること。なお、総ページ数に表紙、目次及び指定様式は含まない。

(イ) 記述する内容は、「3(1)提案書に記述すべき事項」のとおり同一の項目名称を用いて、項目順に記述すること。なお、見出し記号は任意とする。

(ウ) 一項目毎の提案を必要かつ十分な内容で簡潔に記述すること。(提案内容を採択した根拠等を含む。)

イ 書式等

ページ番号は、各ページ下中央に記述すること。

ウ 用紙等

(ア) 提案書の様式は任意とする。なお、様式が指定されているものについてはその様式を使用すること。

(イ) 出力用紙サイズはA4とし、縦向き横書きで両面印刷を基本とすること。

なお、必要であれば、提案書の一部にA3折込の用紙を使用しても差支えない。

(ウ) 「2(6)ウ 提案書の提出」にあるとおり、左綴じで1冊にまとめて簡易製本すること。なお、ファイル等への綴じ込みも可とする。

4 見積書等の作成要領見積書

(1) 見積書

本業務の費用見積（要件定義書内の必須項目の実現に必要な各種費用）を提示し、社印及び代表者印を押印すること。なお、見積書は提案事業者独自の様式とし、構築費用、運用・保守費用及び総額を記述すること。

※調達後の運用・保守費用は、【様式D-1】に5年間の合計金額を記述し、

【様式D-2】には5年間の明細を記述すること。なお、5年間の各1年分の金額が均一である場合は、【様式D-2】に1年分の運用・保守費用を記述し、備考欄に5年間均一である旨を記述すること。

※標準価格は提供価格と異なる場合に記述すること。

(2) 見積書内訳

(1)で作成した見積書に関し、提案書に記述する経費内訳は【様式D-1】及び【様式D-2】を使用し作成すること。なお、内訳項目は次のとおりとする。

ア 構築費用

(ア) システム導入費用

(イ) パッケージカスタマイズ費用

(ウ) データ移行費用

(エ) 研修・ヘルプデスク費用

(オ) ハードウェア導入費用

(カ) ソフトウェア導入費用

(キ) オプション提案費用 ※オプション提案を行う場合のみ記述すること。

(ク) その他構築関連費用

イ 運用・保守費用（5年間）

(ア) ハードウェア保守費用

(イ) ソフトウェア保守費用

(ウ) 業務運用支援・システム運用支援費用

(エ) その他運用・保守関連費用

5 提案評価基準

事業者選定委員会において、提案内容及び提案価格から総合的に評価する。

(1) 提案内容の評価基準

評価項目			配点基準
大項目	中項目	小項目	配点
基本情報	プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・発注仕様・設計・開発・テスト・移行・研修等各工程の作業内容、進め方及び役割分担が明確に記載されていること ・プロジェクトを安全かつ正確に遂行するための管理体系が満たされていること 	中
	整備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び発注者の整備管理体制、役割分担及び責任の所在が明確となっていること ・プロジェクト管理者及び担当者の実績、資格は明記され実績が充分であること 	中
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なマイルストーンが明確になっていること ・発注仕様・設計・開発・テスト・移行・研修等各工程が共同運用の特徴を意識し、無理無く、的確な期間となっていること 	中
	地方公共団体への導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・対象のパッケージは十分な導入実績数を有していること ・長野市と同等規模の団体への導入実績があること ・共同運用への導入実績があること 	低
実現方法	要件定義・設計・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・要件定義の実施方法が明記されていること、また、その内容は妥当であること ・仕様そごを抑制する手法であること ・パッケージ仕様に基づく能動的な手法が示されていること 	中
	移行	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムからの移行方法が具体的に示され併設期間、切替作業に伴う制限事項が整理されていること ・長野市、須坂市別々の環境から安全かつ正確な移行を行うための手法であること ・発注者が効率的に移行データを検証する手法であること 	中
	テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・品質確保に向けたテストの実施方針(大規模災害を想定した過負荷テスト等含む)が明記されていること、また、その内容は妥当であること ・発注者によるユーザーテストへの支援が十分であること 	中
	操作研修	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者に応じて、操作の習熟に十分な内容となっていること ・ユーザーテストまでに操作研修が行われる計画となっていること ・稼働後、異動者等を対象とした継続的教育について示されていること 	中

評価項目			配点 基準
大項目	中項目	小項目	配点
システム全体	パッケージ構成	・システム全体が拡張性や保守性を考慮した構成となっていること	中
	ネットワーク構成	・ネットワークの構成が拡張性や保守性を考慮した構成となっていること ・運用に問題ない構成となっていること	中
	セキュリティ対策	・リスク分析・評価を行い、機密性、完全性及び可用性を担保する方法について示されていること ・主に閉域網で構成されることを考慮したセキュリティ対策について示されていること ・可搬型機器の紛失や盗難によるリスクへの対策について示されていること	高
	性能	・大規模災害を想定したシステムの安定性が考慮されていること ・データ量増加、端末数の増加を考慮した安定的なレスポンスが提案されていること	中
	信頼性	・十分な冗長化、リスク分散が図られていること ・データの保全性に問題はないこと ・耐障害性が考慮され、復旧時間は要件を満たしていること ・要件を満たした無停電電源装置を備えていること	高
	連携	・既存システムとの連携方法が具体的に示されていること ・システム連携の整備体制、管理方法が明確に示されていること	低
運用保守	運用保守体制	・保守体制及び保守サービス時間が明記され要件を満たしていること ・コールセンター体制が妥当であること ・緊急時の対応について明確に示されていること ・管轄全域への駆け付けが考慮された体制であること	高
	運用保守内容	・適切な運用管理ツールが提供されていること ・障害対応や法令改正、機能改善への保守対応が明記されていること ・運用保守の作業内容が明記され、その作業分担が適当であること	高
	成果品	・各種設計書類、マニュアル類について明記されていること ・成果品の納品時期は発注者のレビュー期間に配慮していること	低

評価項目			配点 基準
大項目	中項目	小項目	配点
機能別提案項目	迅速性・確実性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指令員の負担を軽減するための機能について示されていること ・ 注意喚起や次操作への誘導など、操作ミスを抑制する機能について示されていること ・ その他、安全・迅速・効率的に消防指令業務が遂行できる工夫について示されていること 	高
	データメンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑な操作がなく容易に変更可能な機能であること ・ 多量のデータ更新の負担軽減について示されていること ・ SE等からの支援体制について示されていること 	高
	DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIやRPAを活用した機能について示されていること ・ 指令員の個人スキル（知識や経験）に依存しない一定レベルの指令業務ができることが示されていること 	高
	消防庁検討会機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防指令システムの高度化等に向けた検討会で検討されている内容で導入可能な機器、機能の提案がなされていること 	中
	支援情報処理装置（消防OA）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務効率の向上が図られるための工夫等が示されていること ・ 指令システムとの連携について示されていること ・ 各課及び各署所の負担を軽減するための機能が示されていること ・ ペーパーレス化の実現に向けた方法について示されていること 	中
	その他オプション提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市消防局、須坂市消防本部の共同運用に有効な提案が示されている 	高
総合評価	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案された内容を総合的に判断すること 	高

(2) 提案価格の評価基準

価格は、構築費用に5年間の運用・保守費用を含めたライフサイクルコスト全体を評価するため、構築費用及び運用・保守費用（5年間）の見積価格を提案してもらい、その合計額と以下に記載した上限価格のうち、ア及びイの合計額との比率に基づき評価する。

各見積価格のうち、ア及びイのいずれかひとつでも上限価格を上回る見積価格を提示した場合は、提案のすべてを評価対象外とするので留意すること。

また、構築費用及び運用・保守費用（5年間）に対して、最低制限価格を設定している。各見積価格のうち、ア及びイのいずれか一方でも最低制限価格を

下回る見積価格を提示した場合は、提案のすべてを評価対象外とするので留意すること。

ア 構築費用の上限価格

2,282,211,000円(税込)

イ 運用・保守費用(5年間)の上限価格

595,424,000円(税込)

6 注意事項

- (1) 本業務の事業者選定に参加を希望する事業者は、本業務の提案に当たって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、当市から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること又は譲渡することを禁止する。
- (2) 本業務の提案に係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 一旦提出された提案書の出し直し又は差し替えの依頼は受け付けない。
- (4) 提案書等の提出物一式は返却しない。なお、提出物一式は情報公開請求の対象となるが、提案事業者の承諾なしに公開することはない。
- (5) 提案書の評価項目及び見積価格に対しての配点、評価点及び価格点については、今後の当市の事業者選定に対し支障を及ぼすおそれがあるため、公開しない。また、評価順位についても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しない。
- (6) 参加者がいない場合、及び、審査の結果により、すべての提案が市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合、市は事業の中止をする場合があり、その場合にはその旨を速やかに公表する。
- (7) 参加資格審査の結果、参加資格を有するとされた者が参加を辞退する場合は、辞退書(任意様式)を事務局へ提出すること。
- (8) 提案書等の提出は、事業者又は共同企業体1者につき1点に限る。
- (9) 優先交渉権者は、令和6年9月末日までに市と契約書を作成し当該契約を締結しなければならない。
- (10) 本業務の契約締結は、長野市議会の議決を得るため仮契約を要する。

7 その他

(1) 本提案依頼書に関する詳細は、以下に定めるものとする。

高機能消防指令情報システム更新整備業務書要件定義書

(2) 提案依頼書等の公表について

提案依頼書等の公表は、市のホームページにおいて公表する。

ア 公表日 令和6年4月19日（金）

イ 市のホームページアドレス

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n802000/contents/p005601.html>